

○御前崎市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱

平成16年4月1日告示第76号

改正

平成24年1月19日告示第13号

令和3年3月8日告示第57号

御前崎市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱

（目的）

第1条 この告示は、御前崎市が発注する工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「市工事等」という。）の適正な履行を確保するため、建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が工事等に関して事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の入札参加停止等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（入札参加停止）

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当した場合は、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

2 市長が入札参加停止を行ったときは、市工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。この場合において、当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止）

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が1に事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1）別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1箇月を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1項第1号から第3号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月）まで延長することができる。

5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。この場合において、極めて悪質な事由が明らかになった場合であって、別表第2第5号又は第7号に該当し、かつ、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。

6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により、情状に応じて別表各号に定めるところにより、入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

（1）談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。

（2）別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法

違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。))は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。

(3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前二号に掲げる場合を除く。))は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は、第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。))。

(5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。))又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。))の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。))。

(報告)

第6条 工事を担当する課長等は、所管する市工事等について別表第1の措置要件に該当すると認められるとき、又はその疑いがあるときは、速やかに様式第1号による報告書を御前崎市建設工事請負業者指名審査委員会(以下「委員会」という。))に提出しなければならない。

2 委員会担当課長(以下「課長」という。))は、静岡県内における工事等で市工事等以外のものについて別表第1に掲げる措置要件に該当すると認めたとき、又はその疑いがあるときは、速やかに前項の報告書を委員会に提出しなければならない。

3 課長は、別表第2に掲げる措置要件に該当すると認めたとき、又はその疑いがあるときは、速やかに第1項の報告書を委員会に提出しなければならない。

4 課長は、第4条第5項の入札参加停止期間の変更及び同第6項の入札参加停止の解除に該当すると認められるときは、速やかに様式第2号による報告書を委員会に提出しなければならない。

(審査)

第7条 委員会は、前条の規定による報告書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その結果を市長に報告するものとする。

(入札参加停止の通知)

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加停止を行い、第4条第5項により入札参加停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ様式第3号、様式第4号又は様式第5号により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、市工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜岡町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成14年浜岡町要綱第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年1月19日告示第13号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月8日告示第57号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条、第5条関係)

県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚疑記載) 1 市工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚疑の記載をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。) 3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、その内容に存するかしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(契約違反) 4 第1号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2(第2条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1 次のア、イ又はウに掲げる者が、御前崎市の職員(以下「市職員」という。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。) 2 次のア、イ又はウに掲げる者が、県内の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 3 次のア、イ又はウに掲げる者が、県外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (独占禁止法違反行為) 4 静岡県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。) 5 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (競売入札妨害又は談合) 6 静岡県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の区域内において、有資格業者の役員又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。) 7 有資格業者の役員又は使用人が、市工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為) 8 業務に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。) 9 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為) 10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは罰金刑(刑法(明治40年法律第45号)に規定する罪名に係るものに限る。)を宣告され、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4箇月以上12箇月以内 3箇月以上9箇月以内 2箇月以上6箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3箇月以上9箇月以内 2箇月以上6箇月以内 1箇月以上3箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 2箇月以上6箇月以内 1箇月以上3箇月以内 1箇月以上2箇月以内 6箇月以上24箇月以内 18箇月以上36箇月以内 6箇月以上24箇月以内 18箇月以上36箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

年 月 日

御前崎市建設工事請負業者指名審査委員会
委員長 様

部 課長

工事事務等発生報告書

称号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣・知事 (-) 第 号
営業所所在地	
関係工事名	
工事箇所	
発生時期	
発生場所	

【内容】

年 月 日

御前崎市建設工事請負業者指名審査委員会
委員長 様

部 課長

入札参加停止期間の変更（解除）について

さきに入札参加を停止された下記の者については、入札参加資格停止期間を変更（解除）することが適当と認められますので、報告します。

記

称号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣・知事（ - ）第 号
営業所所在地	
入札参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで

1 変更（解除）することが適当と認められる理由

2 変更することが適当と認められる期間

第 号
年 月 日

様

御前崎市長

入札参加停止通知書

このたび、貴 が（の） ① ことは、誠に遺憾であります。よって下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることのないよう十分注意してください。②（今後はこのような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告してください。）

記

入札参加停止の期間	③ 年 月 日から 年 月 日まで
入札参加停止の理由 ④	

- (注)
- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
 - 2 ②には、第7条第2項の適用がある場合に使用する。
 - 3 ③には、入札参加停止の期間の始期及び終期を記載する。ただし、入札参加停止の理由が別表第2第1号に該当する場合には、「公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことが明らかとなるまで」と記載する。
 - 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

第 号
年 月 日

様

御前崎市長

入札参加停止期間変更通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨
を通知したところでしたが、このたび、下記のとおり当該入札参加資格停止の期間を変更したので通
知します。

記

従前の入札参加停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更後の入札参加停止期間	年 月 日から	年 月 日まで

【変更の理由】

第 号
年 月 日

様

御前崎市長

入札参加停止解除通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨
を通知したところでしたが、このたび、当該入札参加停止を解除したので通知します。
